

奈良県告示第三百二十八号

奈良県聴覚障害者支援センター条例（平成二十三年十月奈良県条例第十六号）第三条第四項の規定により、奈良県聴覚障害者支援センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定管理者となる団体

橿原市大久保町三二〇番地一 奈良県社会福祉総合センター内 一般社団法人奈良県聴覚障害者協会 理事長 村上 武志

二 指定の期間

平成二十九年四月一日から平成三十四年三月三十一日まで